# 業務内容

# 1. 大阪市障がい者基幹相談支援センター

(1) 区障がい者相談支援センターの統括・後方支援

障がい者基幹相談支援センターは、24区の障がい者相談支援センターを統括し、 次のアからオに掲げる業務を実施することにより、区障がい者相談支援センターの後 方支援にあたること

ア 区障がい者相談支援センター連絡会・情報交換会の開催 定期的(月1回程度)に開催し、情報交換に努める

イ 区障がい者相談支援センターへの助言・援助

処遇困難なケースへの対応等について、区障がい者相談支援センターからの相談を 受け、助言を行う。また、必要に応じて弁護士等の専門職を活用して支援を行う

ウ 事例検討会の開催と事例の蓄積

事例の報告会・勉強会を開催

事例の集積を行い、課題別などに分類し、ケース検討の際などに活用する

エ 相談支援専門員に対する研修の実施

本市域で活動する相談支援専門員に対する研修を実施し、その資質の向上を図る

オ 市自立支援協議会への参画

障がい者基幹相談支援センターの代表者は、市自立支援協議会に参画する 区地域自立支援協議会の活動状況について把握、市自立支援協議会への報告を行う

- (2) 障がい者理解に向けた普及・啓発事業
  - ア 障がい者理解に向けた講演会や講座を開催し、交流事業などを実施することにより、普及・啓発を推進する
  - イ 権利擁護にかかる啓発を実施する
  - ウ 障がい者虐待の防止に関する啓発・広報などを実施する
  - エ 障がい者差別に関する啓発を実施する
- (3) ピアカウンセラーの養成・紹介
  - ア ピアカウンセラー養成講座を開催する
  - イ 養成講座の修了者や経験者等の情報を集積し、区障がい者相談支援センターの要請に応じて提供する

- (4) 障がい者支援施設等からの地域移行支援におけるコーディネート機能の発揮
  - ア 施設・指定一般相談支援事業所との調整
  - イ 区保健福祉センターとの連携・調整
  - ウ 地域定着にかかる区障がい者相談支援センターへの助言・援助
  - エ 施設入所者・入所施設職員に対する地域移行の啓発
  - オ 障がい者入所施設利用調整の枠組みの検討 施設入所支援が真に必要な人への支援となるよう障がい者入所施設利用調整の枠 組みを検討する
- (5) 関係機関との連携・調整

専門機関との連携

- ア 関係機関への情報提供を行う
- イ 事例検討会への参加要請を行う

(行政機関) 心身障がい者リハビリテーションセンター こころの健康センター 保健所

こども相談センター など

(関係機関) 発達障がい者支援センター 就業・生活支援センター

(その他) 労働関係、教育関係 等各機関

### (6) 調査研究機能

- ア 障害者権利条約等の国際的な動向の把握
- イ 国の障がい者支援施策の動向の把握
- ウ 全国の先進的な取組等の把握
- エ 本市障がい者支援のあり方等にかかる検討・研究の実施
- (7) 社会資源基盤整備状況の把握と情報発信・提供
  - ア 障がい福祉サービス事業所情報の把握と関係先への情報提供
  - イ 詳細な利用にかかる情報の収集と提供

# 2. 大阪市障がい者相談支援センター

- (1) センターは、障がい者又はその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助 言等を行うものとして、①から⑥に掲げる業務を実施する
  - ① 福祉サービスの利用援助に関する業務
  - ② 社会資源を活用するための支援に関する業務
  - ③ 社会生活力を高めるための支援に関する業務
  - ④ ピアカウンセリングに関する業務
  - ⑤ 権利擁護のために必要な援助に関する業務
  - ⑥ 専門機関の紹介に関する業務
- (2)(1)の事業を円滑に実施するために特に必要と認められる能力を有する専門的職員 を配置し、次の①から④に掲げる業務を実施する
  - ① 専門的な知識を必要とする困難ケース等への対応
  - ② 自立支援協議会に参画するとともに、地域における相談支援体制の中核的な役割を担い、協議会を構成する相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等に関する業務
  - ③ 自立支援協議会において総合的に課題を集約し、既存の社会資源を地域ニーズ に合わせて改善又は新たに開発することに向けた取組み
  - ④ 担当区域内の指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者並びに障がい見相談支援事業者に対する後方支援

#### (3) 住宅入居等支援事業

賃貸契約による公営住宅又は民間住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により、入居が困難な障がい者等(共同生活援助又は共同生活介護を利用する者及び地域相談支援給付決定を受けた者を除く)に対し、入居に必要な調整等を行うものとして、次の①から③に掲げる業務を実施する

- ① 不動産業者に対する物件斡旋依頼及び家主等との入居契約手続き支援
- ② 夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援
- ③ 利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けることができる ための調整
- (4) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)第33条第1項の規定に基づき、大阪市から委託を受けた同法第32条第2項第1号及び第2号の業務を、各区の保健福祉センターと連携して実施する
  - ・障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者からの通報又は届出の受理
  - ・養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者 の保護のため、障がい者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うこと

# 3. 地域活動支援センター(生活支援型)

(1) 地域活動支援事業(基礎的事業)

生活支援、創作的活動、生産活動、地域交流の機会の提供等を行う。

### (2) 相談支援事業

障がい者相談支援事業は、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び 助言等を行うものとして、次に掲げる業務を実施する。

なお、次の業務を実施するにあたっては、各区の保健福祉センターなど関係機関と連携し、利用者の目的や意思等個々の状況に応じて適切に行うとともに、電話相談、来所相談、訪問相談、訪問支援等については、利用者ニーズに基づきこの事業に支障の無い範囲において実施するものとする。

- (ア) 福祉サービスの利用援助に関する業務
- (イ) 社会資源を活用するための支援に関する業務
- (ウ) 社会生活力を高めるための支援に関する業務
- (エ) ピアカウンセリング等に関する業務
- (オ) 権利擁護のために必要な援助に関する業務
- (カ) 専門機関の紹介に関する業務
- (キ) 利用者の生活上の課題に応じ、関係機関との調整に関する業務

### (3) 専門相談員による相談支援強化事業

専門職員(精神保健福祉士等)を配置し、次に掲げる業務を実施する。

- (ア) 専門的な知識を必要とするケース等への対応
- (イ) 安定した地域生活の定着を図るため、医療、福祉及び地域の社会基盤との調整 を行う業務及び困難ケース等に関し他事業所に対する助言指導を行う業務
- (ウ) 行政、医療、福祉及び地域の社会資源や地域自立支援協議会等との連携強化の ための調整に関する業務
- (エ) 地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発 に関する業務